

# 広島県子どもの貧困対策計画

## 1 趣旨

平成 25 年に子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）が成立し、それを受け国は平成 26 年に子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を策定しました。

広島県では、法律に基づき、大綱を踏まえ、平成 27 年に「ひろしまファミリー夢プラン」に位置付ける形で「広島県子どもの貧困対策計画」を策定し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、庁内に局横断組織である「子供未来応援プロジェクト・チーム」を設置し一体的な取組を進めたほか、国や市町との密接な連携の下に、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題、調査の結果、今年度成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の趣旨などを踏まえ、新たな「広島県子どもの貧困対策計画」を策定します。

## 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

(2) 根拠法令 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条

## 3 本県の子供の生活状態

平成 29 年度には、県内の子供の生活実態や学習環境を把握するため、「広島県子供の生活に関する実態調査」（以下「調査」という。）を行いました。

調査では、子供の生活状態を世帯の所得額だけでなく家庭環境全体で把握すべきであると考え、低所得に加え、家計の逼迫（経済的な理由による公共料金や家賃の滞納経験など）と、子供の体験や所有物の欠如（経済的な理由によるもの）の 3 つの要素も合わせて調べたところ、2 つ以上の要素に該当する「生活困窮層」と、いずれか一つの要素に該当する「周辺層」を合わせた「生活困難層」にある家庭が、小学校 5 年生で 25.7%、中学校 2 年生で 27.8%であることが分かりました。

## 4 主な取組の方向 【 】は、本編の参照箇所

### 教育の支援

(1) 乳幼児期の教育・保育

- ・ 全ての子供に質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤形成を図るため、乳幼児教育支援センターを拠点として家庭教育支援や園・所等における教育・保育内容の充実に総合的に取り組みます。【領域 柱 1(1)

(2)】

(2) 地域に開かれた学校プラットフォーム

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの人材確保及び専門性の向上を図るとともに、校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクールとの連携などを含めた多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途

切れないための居場所づくりを進めるなど、教育相談体制や不登校児童生徒等に対する支援の充実に取り組みます。【領域 柱2(4)】

- ・ 個々の児童生徒の学習のつまずきに対応した指導をはじめとする、児童生徒の興味関心・特性等に応じた学習支援や日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実に取り組みます。【領域 柱2(4)】
- ・ できるだけ貧困の連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、福祉と教育の情報共有など、就学後も含めた、子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する仕組みを構築します。【領域 柱1(1)】

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び専門性の向上、生徒指導體制・教育相談体制の充実、個々の生徒の就職希望に沿った指導の強化、キャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成などに取り組みます。【領域 柱2(2)(3)(4)】

(4) 教育費負担の軽減

- ・ 厳しい経済状況にある生徒の修学を支援するため、高等学校等奨学金制度を充実させるほか、教育費負担を軽減する制度の広報、利用促進を図ります。【領域 柱2(4)】

(5) 地域における学習支援等

- ・ 放課後等の子供の居場所の質を維持・向上させるため、体験活動等を支援する人材の確保や育成に取り組みます。【領域 柱2(2)】

---

生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠期・出産期、子供の乳幼児期における支援

- ・ できるだけ連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、母子保健と子育て支援が一体となった見守り・サポート体制である「ひろしま版ネウボラ」の構築、市町における「ひろしま版ネウボラ」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用の促進、福祉と教育の情報共有など就学後も含め子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する仕組みの構築などに取り組みます。【領域 柱1(1)】
- ・ 「ひろしま版ネウボラ」の構築を通して、妊産婦や乳幼児の健康診査の確実な受診の働きかけ、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制構築の促進、健康診査や予防接種データ等の電子化による効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みづくりの促進などに取り組みます。【領域 柱1(2)】

(2) 保護者の生活支援

- ・ 市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親家庭の状況や課題、ライフステージやライフスタイルに応じて、様々な支援策を組み合わせるなど、親子それぞれに最適な支援メニューが提供され、母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。【領域 柱3(2)】
- ・ 幼児教育・保育需要の正確な把握と、それをベースとした計画的な保育所等の整備や保育士確保の推進、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の資質向上のための研修の充実に取り組みます。【領域 柱2(1)】

### (3) 子供の生活支援

- ・ 市町や地域における里親を支える体制づくり，短期間子供を預かる短期里親の増加，こども家庭センターにおける里親支援機能の強化，新生児里親委託の取組の推進などに取り組みます。【領域 柱2(1)】
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち，里親委託等が困難な子供については，できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに，児童養護施設等が培ってきた子供の養育に関する専門性の地域の子育て支援への活用に取り組みます。【領域 柱2(2)】
- ・ 望ましい食習慣をはじめとする基本的な生活習慣づくりに取り組みます。【領域 柱2(6)】

### (4) 住宅に関する支援

- ・ 県営住宅における新婚・子育て世帯の入居の優遇措置について活用を促進していきます。【領域 柱4(2)】

### (5) 児童養護施設退所者等に関する支援

- ・ 退所児童等アフターケア事業所や児童養護施設，自立援助ホーム等を活用し，社会的養護の出身者への生活，就学，就労への助言，支援に取り組みます。【領域 柱2(3)】

### (6) 支援体制の強化

- ・ 市町や地域における里親を支える体制づくり，短期間子供を預かる短期里親の増加，こども家庭センターにおける里親支援機能の強化，新生児里親委託の取組の推進などに取り組みます。【領域 柱2(1)】 再掲
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち，里親委託等が困難な子供については，できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに，児童養護施設等が培ってきた子供の養育に関する専門性の地域の子育て支援への活用に取り組みます。【領域 柱2(2)】 再掲
- ・ 市町の在宅支援体制を強化するための全ての市町への子ども家庭総合支援拠点の設置の推進，人材育成等の質の向上のための支援，市町における「ひろしま版ネウボラ」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用の促進に取り組みます。【領域 柱1(3)】
- ・ 市町のひとり親支援担当部署において，ひとり親家庭の状況や課題，ライフステージやライフスタイルに応じて，様々な支援策を組み合わせるなど，親子それぞれに最適な支援メニューが提供され，母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。【領域 柱3(2)】 再掲

## 保護者の就労支援

### (1) 職業生活の安定と向上のための支援

- ・ 仕事と子育ての両立など，誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組みます。【領域 柱3】

### (2) ひとり親に対する就労支援

- ・ 市町のひとり親支援担当部署において，ひとり親家庭の状況や課題，ライフステージやライフスタイルに応じて，様々な支援策を組み合わせるなど，親子それぞれに最適な

支援メニューが提供され、母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。【領域 柱3 (2)】 再掲

子供のいる世帯の経済的支援

- ・ 高等学校等奨学金制度の充実及び教育費負担を軽減する制度の広報・利用促進に取り組みます。【領域 柱2 (4)】 再掲
- ・ 子育て家庭や子供と子育て家庭に携わる関係者が、養育費と面会交流の重要性について知り、理解を深め、養育費の取り決めと実効性のある受け渡し、面会交流の取り決めと円滑な実施が行われるような取組を促進します。【領域 柱3 (1)】

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状	目標(R6)
教育の支援	成果	「遊び 学び 育つひろしまっ子!」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合	74.1% (H30)	80.0%
	成果	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合	小学校：13.9% 中学校：18.8% (R1)	小学校：11.5% 中学校：16.5%
	成果	いじめの解消率 (公立小・中・高・特別支援学校)	83.0% (H30)	83.6%
	成果	不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合(公立小・中学校)	51.2% (H30)	53.0%
	成果	中途退学率(公立高等学校)	1.1% (H30)	0.8%
	参考	スクールカウンセラーによる相談対応の結果、状況が好転した割合	39.7% (H30)	52.0%
	参考	スクールソーシャルワーカーによる支援の結果、状況が好転した割合	55.7% (H30)	61.0%
	成果	新規高等学校卒業生就職率	99.1% (H31.3卒)	全国平均以上
	成果	新規高等学校卒業生の3年以内の離職率	36.0% (H27.3卒)	全国平均以下
	成果	放課後児童クラブの低学年待機児童数 (5/1時点)	6人 (R1.5.1)	0人
参考	放課後児童支援員の有資格率	56.9% (R1.5.1)	80.0%	

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの  
「参考」：本編において「参考指標」としているもの

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状	目標 (R6)
生活の安定に資するための支援	成果	安心して妊娠, 出産, 子育てができると思う者の割合	80.0% (R1)	85.0%
	参考	妊娠, 出産について満足している者の割合 (産後, 退院してからの1か月程度, 助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができた割合)	77.5% (H29)	85.0%
	参考	育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	74.3% (H29)	80.0%
	参考	ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数	6市町 (R1)	18市町
	参考	子供たちに関する様々なリスクを把握し予防的支援を行っている市町数	1市町 (R1)	4市町
	成果	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	52.2% (R1)	58.8%
	参考	児童扶養手当の18歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率 (高等学校卒業後)	R2.4 調査予定	調査結果を踏まえ設定
	成果	保育所の待機児童数 (4/1時点)	128人 (H31.4.1)	0人
	参考	就業保育士数	12,870人 (H29.10)	14,461人
	参考	保育施設の利用定員数	71,251人 (H31.4)	75,677人
	成果	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	16.1% (H30)	30.7%
	参考	認定・登録里親数およびファミリーホーム設置か所数	214世帯4か所 (H30)	310世帯7か所
	参考	里親マッチング率 (里親委託児童数/里親数) ファミリーホームに係るものは除く	45.8% (H30)	66.7%
	成果	県内児童 (小学6年生) の朝食欠食率	4.4% (R1)	3.7%
	参考	3歳児でう蝕がない人の割合	86.7% (H29)	90.0%以上 (R5)
	成果	施設入所児童のうち, 家庭的環境のグループホーム (小規模かつ地域分散化した施設) で生活する子供の割合	4.9% (H30)	16.3%
	成果	地域の中で, 親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や, 信頼できる人がいると感じる割合	67.8% (R1)	73.8%
	参考	県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数 (累計)	452戸 (H30)	725戸
	成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率 (高等学校卒業後)	34.3% (5年平均 H25-H29)	46.2%
	参考	義務教育終了後に支援を要する子供のための自立援助ホーム (シェルターを除く) の設置か所数	3か所 (H30)	6か所
成果	支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」の設置市町数	1市町 (H30)	23市町	
労務支援	成果	働き方改革に取り組む企業の割合	58.6% (H30)	80.0%以上 (R2)
	成果	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	52.2% (R1)	58.8%
	参考	児童扶養手当の18歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率 (高等学校卒業後)	R2.4 調査予定	調査結果を踏まえ設定
経済的支援	成果	養育費の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	42.1% (R1)	52.7%
	成果	面会交流の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	29.6% (R1)	40.2%
	参考	母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	63件 (H30)	100件

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

領域 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

領域 子供たちが生まれ育つ環境

### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

## 「広島県子どもの貧困対策計画」体系

### 教育の支援

- (1) 乳幼児期の教育・保育
- (2) 地域に開かれた学校プラットフォーム
- (3) 高等学校等における修学継続のための支援
- (4) 教育費負担の軽減
- (5) 地域における学習支援等

### 生活の安定に資するための支援

- (1) 親の妊娠期・出産期、子供の乳幼児期における支援
- (2) 保護者の生活支援
- (3) 子供の生活支援
- (4) 住宅に関する支援
- (5) 児童養護施設退所者等に関する支援
- (6) 支援体制の強化

### 保護者の就労支援

- (1) 職業生活の安定と向上のための支援
- (2) ひとり親に対する就労支援

### 子供のいる世帯の経済的支援

実線：位置づけている領域・柱  
破線：関連が深い領域・柱

# 広島県母子保健計画

## 1 趣旨

少子化や核家族化等に伴い、子育て環境が変化する中で、安心して子供を産み、子供がより健やかに育まれるためには、医療や福祉、教育等の諸施策との地域での連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要です。また、県内のどの地域においても疾病や障害、経済的な状況等の個人や家庭環境の違いなどの多様性に対応する母子保健サービスの展開が求められています。

こうした中、国においては平成 27 年に母子保健の主要な取組を提示するビジョンである「すこやか親子 21 (第 2 次)」が策定され、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を 10 年後に目指す姿とし、その実現に向けた課題を設定して取り組んでいます。

広島県の「母子保健計画」は、平成 27 (2015) 年に「ひろしまファミリー夢プラン」に位置付けて策定し、取り組んできました。今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組や課題について、国の「すこやか親子 21 (第 2 次)」の指標等を踏まえて取りまとめ、「ひろしま子供の未来応援プラン」(仮称)に盛り込んで策定します。

## 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度 (5 年間)

(2) 根 拠 「母子保健計画について」(平成 26 年 6 月 17 日付け雇児発 0617 第 1 号厚生労働省雇用均等・家庭局長通知)

## 3 取組の方向 【 】は、本編の参照箇所

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策【領域 柱 1 (1),(2)】

- ・ 母子保健と子育て支援が一体となった見守り・サポート体制である「ひろしま版ネウボラ」を構築します。
- ・ 傾聴と対話を重視し、子育て家庭に寄り添うことにより構築された信頼関係の中で、不安や課題を利用者とともに早期に解決するなど予防的支援を行うことができる高いスキルを持った人材を育成します。
- ・ 医療機関や幼稚園・保育所等関係機関とネウボラの連携の仕組みや産後ケア等サービスの提供体制など、ネウボラの実施に向けた課題への対応を市町とともに検討し解決します。
- ・ 適切な健康管理、効果的な保健指導等を行うための情報について、健康診査や予防接種データ等の電子化による効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みづくりを促進します。

(2) 子供の健やかな成長を見守り育む地域づくり【領域 柱 1 (1)】

福祉と教育の情報共有など、就学後も含めた、子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する仕組みを構築します。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策【領域 柱 1 (2)】

若い世代に対して、妊娠・出産の仕組みや妊産婦の喫煙・飲酒等の健康管理、母親・父親の役割や愛着形成の重要性など、自分のライフプランを含めて考えることのできる環境づくりや知識の普及、情報提供に取り組みます。

(4) 子育てに不安を感じる親に寄り添う支援【領域 柱 1 (2)】

低出生体重児や多胎児、食物アレルギー等の疾患を有する配慮が必要な乳幼児と保護者に対する支援とともに新生児における聴覚障害の早期発見・早期療育が行われるよう、関係機関と連携した支援体制の充実に図ります。

#### (5) 妊娠期からの児童虐待防止対策【領域 柱1(1),(2)】

- ・ 「ひろしま版ネウボラ」の構築を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。
- ・ 市町における「ひろしま版ネウボラ」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用を促進します。

#### 【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	安心して妊娠,出産,子育てができると思う者の割合	80.0% (R1)	85.0%
参考	妊娠,出産について満足している者の割合(産後,退院してから1か月程度,助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができた割合)	77.5% (H29)	85.0%
参考	育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	74.3% (H29)	80.0%
参考	ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数	6市町 (R1)	18市町
参考	子供たちに関する様々なリスクを把握し予防的支援を行っている市町数	1市町 (R1)	4市町

(注)「成果」:本編において「成果指標」としているもの  
「参考」:本編において「参考指標」としているもの

#### 4 その他

母子保健計画の不妊治療,不育症に関する支援は,「広島県保健医療計画」に記載しています。

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

領域 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

領域 子供たちが生まれ育つ環境

### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

## 「広島県母子保健計画」体系

- 1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 2 子供の健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 4 子育てに不安を感じる親に寄り添う支援
- 5 妊娠期からの児童虐待防止対策

( 線：位置付けている柱・要素 )

## 教育・保育の量の見込みと確保方策（教育・保育の需給計画）

### 1 趣旨

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

そのため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等（以下、「教育・保育の需給計画」という。）を定めています。

本県では、市町が作成した教育・保育の需給計画を設定区域ごとに集計し、教育・保育の需給計画を策定します。

### 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

(2) 根拠法令 子ども・子育て支援法第62条第2項

### 3 取組の方向 領域 柱2(1)参照

幼児教育・保育需要の正確な把握と、それをベースとした計画的な保育所等の整備や保育士確保を推進します。

#### 【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	保育所の待機児童数(4/1時点)	128人 (H31.4.1)	0人
参考	就業保育士数	12,877人 (H29.10)	14,481人
参考	保育施設の利用定員数	71,251人 (H31.4)	75,519人
参考	認定こども園の設置数	169施設 (H31.4)	215施設

(注)「成果」:本編において「成果指標」としているもの

「参考」:本編において「参考指標」としているもの

### 4 区域の設定

県区域として、市町を単位とした23区域を設定し、区域ごとの教育・保育の量の見込みに応じた確保方策を実施します。

国の基本指針における「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調」に係る県で定める数については、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行を促進する観点から、認可・認定基準を満たす限り定員設定に留意しながら認可・認定を行うこととし、具体的な数値は定めないこととします。

内閣府告示第86号「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

## 5 教育・保育の量の見込みと確保方策

### 【教育・保育の量の見込みと確保方策】

年度		令和2年度			令和3年度			
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
広島県	量の見込み	28,033	39,554	27,895	27,133	39,254	28,149	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	32,536	43,881	27,784	31,697	44,776	28,450
	特定地域型保育事業等	2	147	1,887	2	147	1,994	

### <各市町の見込みと確保方策>

年度		令和2年度			令和3年度			
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
1 広島市	量の見込み	13,390	16,576	11,671	12,868	16,512	11,955	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	13,390	17,270	11,168	12,868	17,829	11,524
	特定地域型保育事業等	0	0	981	0	0	1,019	
2 呉市	量の見込み	2,042	2,267	1,478	1,937	2,278	1,445	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	2,040	2,262	1,448	1,935	2,273	1,420
	特定地域型保育事業等	2	5	26	2	5	25	
3 竹原市	量の見込み	119	251	172	119	255	157	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	170	335	200	170	335	199
	特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0	
4 三原市	量の見込み	1,025	931	999	967	879	934	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	1,617	1,100	919	1,617	1,100	919
	特定地域型保育事業等	0	0	81	0	0	121	
5 尾道市	量の見込み	1,282	1,504	1,091	1,178	1,471	1,139	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	2,099	1,900	1,152	2,071	1,924	1,156
	特定地域型保育事業等	0	0	109	0	0	109	
6 福山市	量の見込み	4,204	7,381	5,165	4,111	7,231	5,201	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	5,623	8,004	5,269	5,538	8,084	5,378
	特定地域型保育事業等	0	0	387	0	0	387	
7 府中市	量の見込み	62	678	377	59	649	363	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	100	883	387	100	883	387
	特定地域型保育事業等	0	0	9	0	0	9	
8 三次市	量の見込み	240	896	743	227	847	741	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	238	1,541	657	238	1,541	657
	特定地域型保育事業等	0	71	128	0	71	128	
9 庄原市	量の見込み	71	568	378	71	579	355	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	210	856	395	210	856	395
	特定地域型保育事業等	0	46	43	0	46	43	
10 大竹市	量の見込み	228	343	259	232	348	240	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	235	390	229	235	380	239
	特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	18	
11 東広島市	量の見込み	2,069	3,157	1,743	2,099	3,199	1,862	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	2,420	3,666	2,139	2,420	3,756	2,199
	特定地域型保育事業等	0	0	19	0	0	19	
12 廿日市市	量の見込み	1,195	1,898	1,451	1,195	1,943	1,419	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	1,865	2,411	1,429	1,865	2,501	1,564
	特定地域型保育事業等	0	0	37	0	0	49	
13 安芸高田市	量の見込み	92	437	253	87	411	249	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	149	490	313	144	490	313
	特定地域型保育事業等	0	25	5	0	25	5	
14 江田島市	量の見込み	52	293	170	52	293	157	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	85	326	199	85	326	199
	特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0	

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

令和4年度			令和5年度			令和6年度			広島県
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
26,163	38,733	28,213	25,635	38,553	27,889	25,196	38,381	27,520	
31,189	44,745	28,643	30,902	44,707	28,613	30,722	44,640	28,595	
2	146	2,081	2	146	2,119	2	146	2,138	

<各市町の見込みと確保方策>

令和4年度			令和5年度			令和6年度			区域
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
12,458	16,669	11,753	12,262	16,727	11,578	12,199	16,853	11,380	
12,458	17,961	11,610	12,262	18,004	11,625	12,199	18,029	11,641	
0	0	1,076	0	0	1,114	0	0	1,133	
1,832	2,161	1,446	1,780	2,091	1,423	1,708	2,002	1,402	
1,830	2,157	1,421	1,778	2,087	1,398	1,706	1,998	1,377	
2	4	25	2	4	25	2	4	25	
112	242	155	115	249	149	106	229	142	
170	335	198	170	335	197	170	335	196	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
929	844	879	894	812	829	835	759	781	
1,617	1,100	919	1,617	1,100	919	1,617	1,100	919	
0	0	121	0	0	121	0	0	121	
1,076	1,430	1,158	982	1,394	1,165	941	1,424	1,171	
2,050	1,932	1,169	2,036	1,956	1,159	2,011	1,976	1,163	
0	0	109	0	0	109	0	0	109	
3,941	6,944	5,313	3,946	6,964	5,278	3,912	6,918	5,231	
5,562	8,071	5,376	5,562	8,056	5,376	5,562	8,056	5,376	
0	0	405	0	0	405	0	0	405	
55	613	369	54	590	357	52	583	345	
110	873	387	110	873	387	110	873	387	
0	0	9	0	0	9	0	0	9	
226	842	702	220	820	695	218	812	690	
238	1,541	657	238	1,541	657	238	1,541	657	
0	71	128	0	71	128	0	71	128	
70	556	339	69	541	329	68	513	320	
210	856	395	210	856	395	210	856	395	
0	46	43	0	46	43	0	46	43	
211	317	245	210	316	237	197	297	227	
250	375	252	250	375	252	250	368	247	
0	0	18	0	0	18	0	0	18	
2,033	3,169	1,999	1,911	3,148	2,035	1,811	3,163	2,056	
2,420	3,756	2,199	2,420	3,756	2,199	2,420	3,756	2,199	
0	0	19	0	0	19	0	0	19	
1,195	1,967	1,488	1,195	1,975	1,489	1,195	1,970	1,487	
1,865	2,501	1,609	1,865	2,501	1,609	1,865	2,501	1,609	
0	0	61	0	0	61	0	0	61	
85	403	244	81	388	238	80	380	233	
141	490	313	139	490	313	137	490	313	
0	25	5	0	25	5	0	25	5	
43	265	155	42	255	144	35	235	137	
55	300	165	55	300	165	55	300	165	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

年度		令和2年度			令和3年度				
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定		
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定		
15	府中町	量の見込み	926	648	701	922	644	698	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	926	648	639	922	644	636
			特定地域型保育事業等	0	0	62	0	0	62
16	海田町	量の見込み	619	403	416	604	430	433	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	745	390	357	757	442	393
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
17	熊野町	量の見込み	176	235	202	179	238	190	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	176	235	202	179	238	190
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
18	坂町	量の見込み	50	273	159	45	263	155	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	55	289	161	55	289	161
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
19	安芸太 田町	量の見込み	9	90	50	6	82	50	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	119	106	50	14	106	50
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
20	北広島町	量の見込み	51	286	153	51	285	149	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	65	330	179	65	330	179
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
21	大崎上 島町	量の見込み	48	55	45	47	54	43	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	55	55	45	55	55	45
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
22	世羅町	量の見込み	50	275	162	44	260	157	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	121	275	174	121	275	174
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
23	神石高 原町	量の見込み	33	109	57	33	103	57	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	33	119	73	33	119	73
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0

(施設型給付費等の支給を受ける子供の認定区分)

- 1号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、次号以外のもの
- 2号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 3号認定：満3歳未満の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

当該表においては、2号認定のうち教育を希望するものについては、1号認定に含めている。

令和4年度			令和5年度			令和6年度			区域
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
918	642	738	900	630	734	893	626	727	府中町
918	642	676	900	630	672	893	626	665	
0	0	62	0	0	62	0	0	62	
586	448	429	591	448	429	588	448	429	海田町
777	448	429	777	448	429	777	448	429	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
175	233	186	170	225	179	159	213	175	熊野町
175	233	186	170	225	179	159	213	175	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
46	233	152	43	226	145	38	225	137	坂町
55	289	161	55	289	161	55	289	161	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	73	50	4	72	50	3	73	50	安芸太田町
14	106	50	14	106	50	14	106	50	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
50	278	149	51	285	146	49	274	143	北広島町
65	330	179	65	330	179	65	330	179	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
47	53	44	49	54	43	47	53	42	大崎上島町
55	55	45	55	55	45	55	55	45	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
40	253	165	36	245	163	32	233	162	世羅町
121	275	174	121	275	174	121	275	174	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	98	55	30	98	54	30	98	53	神石高原町
33	119	73	33	119	73	33	119	73	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

領域 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

領域 子供たちが生まれ育つ環境

### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の居場所の充実

### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学育の充実

幼児教育・保育の量の見込みと確保方策  
(教育・保育の需給計画)

線は位置付けている柱・要素

## 広島県社会的養育推進計画

### 1 趣旨

児童虐待を受けた子供や様々な理由により家族と共に生活することが困難な子供など社会的養育を必要とする子供たちについて、平成 28 年改正児童福祉法の理念に基づき、子供の権利擁護や家庭養育優先原則を徹底し、子供の最善の利益を実現するため、平成 27 年 3 月に策定した広島県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、新たに本県における社会的養育推進に係る施策の方向性を明確にし、計画期間中の具体的な数値目標や達成期限を示した広島県社会的養育推進計画を策定します。

### 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 前期：令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

後期：令和 7 年度～令和 11 年度（5 年間）

(2) 根拠法令 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）

### 3 取組の方向 【 】は、本編の参照箇所

(1) 当事者である子供の権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）【領域 柱 2（3）】

- ・ 社会的養護のもとで生活している子供の意見表明権を保障する仕組みを整えるなど、権利擁護に取り組みます。

(2) 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【領域 柱 1（3）】

- ・ 児童虐待対応における市町の在宅支援機能を強化するため、全ての市町への「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。
- ・ 市町における「子ども家庭総合支援拠点」と「ひろしま版ネウボラ」（子育て世代包括支援センター）との一体的運用を促進します。

(3) 里親等への委託の推進に向けた取組・パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組【領域 柱 2（1）】

- ・ 里親制度の更なる普及・啓発を図り、里親について正しく広く理解されるよう取組めます。
- ・ 子供を委託した里親に対する研修や支援を充実し、子供との愛着関係の形成、養育力の向上を図るとともに、市町や地域において、里親を支える環境づくりを進めます。
- ・ ショートステイや一時保護委託などにより、短期間、里親が子供を預かる取組を増やし、地域の要支援家庭への支援を行います。
- ・ こども家庭センターにおけるフォスタリング業務（啓発、リクルート、研修、マッチング、里親支援）を強化するとともに、民間委託を進めます。
- ・ 新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるパーマネンシー保障を重視した支援を行います。

#### (4) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【領域 柱2(2)】

- ・ 社会的養護が必要な子供のうち里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう、施設の小規模かつ地域分散化に向けて取り組みます。
- ・ 児童養護施設等が培ってきた子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう取り組みます。

#### (5) 一時保護改革に向けた取組【領域 柱1(2)】

- ・ 東部こども家庭センターの一時保護所について、できるだけ良好な家庭的環境で、子供たちが安心・安全に過ごすことができるよう環境改善を図ります。
- ・ 児童養護施設等による一時保護専用施設の設置を推進し、開放的環境において保護することが適当な子供の一時保護に対応します。

#### (6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【領域 柱2(3)】

- ・ 自立援助ホームについて、圏域や地域の児童人口に配慮して、設置を促進します。
- ・ 退所児童等アフターケア事業所や児童養護施設、自立援助ホーム等を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学、就労への助言、支援(アフターケア)に取り組みます。

#### (7) こども家庭センターの強化等に向けた取組【領域 柱1(2)】

- ・ 専門性の高い相談援助業務を行うため、児童福祉司や児童心理司等の専門職の確保、育成を図ります。
- ・ 業務の効率化や組織体制の見直しなどにより、こども家庭センターの更なる専門性の強化を図ります。

#### 【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	児童虐待により死亡した子供の人数	0人 (H30)	0人
参考	開放的環境による保護が適当な子供のための一時保護専用施設の設置か所数(定員)	0か所(0人) (H30)	2か所(12人)
成果	支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」の設置市町数	1市町 (H30)	23市町
参考	児童家庭支援センターの設置か所数	3か所 (H30)	5か所
成果	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	16.1% (H30)	30.7%
参考	認定・登録里親数およびファミリーホーム設置か所数	214世帯4か所 (H30)	310世帯7か所
参考	里親マッチング率(里親委託児童数/里親数)ファミリーホームに係るものは除く	45.8% (H30)	66.7%
成果	施設入所児童のうち、家庭的環境のグループホーム(小規模かつ地域分散化した施設)で生活する子供の割合	4.9% (H30)	16.3%
成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率(高等学校卒業後)	34.3% (5年平均 H25~H29)	46.2%
参考	義務教育終了後に支援を要する子供のための自立援助ホーム(シェルターを除く)の設置か所数	3か所 (H30)	6か所

(注)「成果」: 本編において「成果指標」としているもの  
「参考」: 本編において「参考指標」としているもの

#### 4 代替養育を必要とする子供数の見込み

##### (1) 代替養育を必要とする子供数（年齢区分別）

	推計人口 (0-19歳)	代替養育が必 要となる割合	代替養育を必要とする子供数			
			3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	
現状（平成30年度）	501,299	0.169%	848	61	141	646
前期末（令和6年度）	474,427	0.190%	902	63	148	691
後期末（令和11年度）	451,221	0.190%	857	60	139	658

##### (2) 代替養育を必要とする子供数（施設等別）

	児童養護施設・乳児院		里親・ファミ リーホーム	その他の 施設等	計
		グループホーム			
現状（平成30年度）	629	31 (4.9%)	121	98	848
前期末（令和6年度）	553	90 (16.3%)	245	104	902
後期末（令和11年度）	434	145 (33.4%)	324	99	857

##### (3) 里親等委託が必要な子供の割合

	里親等委託が必要な子供の割合			
		3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
現状（平成30年度）	16.1%	11.5%	15.0%	16.9%
前期末（令和6年度）	30.7%	29.0%	30.8%	30.8%
後期末（令和11年度）	42.8%	43.5%	44.0%	42.4%

その他の施設等を除く。

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

領域 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

領域 子供たちが生まれ育つ環境

### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

## 「社会的養育推進計画」 体系

- 1 当事者である子供の権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- 2 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 3 里親等への委託の推進に向けた取組・パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 5 一時保護改革に向けた取組
- 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 7 こども家庭センターの強化等に向けた取組

・実線：位置づけている領域・柱  
・破線：関連が深い領域・柱

# 広島県ひとり親家庭等自立促進計画

## 1 趣旨

ひとり親家庭の多くは、一人で仕事と子育ての両方を担うため、ひとり親家庭になったことで働き方を変えざるを得ない状況になったり、子供だけで過ごす時間が長時間に及ぶなど、親子ともに困難な状況にあります。

このような中、平成 25 年には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、平成 26 年には、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法が改正され、支援体制の充実、強化が図られています。

広島県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、「ひろしまファミリー夢プラン」に位置づける形で「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の子供が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長できるよう、施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を改定します。

## 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

(2) 根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条

## 3 取組の方向 【 】は、本編の参照箇所

### (1) ひとり親になる前の親子支援の充実【領域 柱 3 (1)】

子育て家庭や、子供と子育て家庭に携わる関係者が、養育費と面会交流の重要性について知り、理解を深め、養育費の取り決めと実効性のある受け渡し、面会交流の取り決めと円滑な実施が行われるよう取組を促進します。

### (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実【領域 柱 3 (2)】

- ・ ひとり親家庭のニーズに応じて、母子家庭等就業・自立支援センターの開設時間を延長するなど支援体制を強化するとともに、より専門性の高い困難な事案への対応力を強化し、市町の取組を支援します。
- ・ 市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親家庭の状況や課題、ライフステージやライフスタイルに応じて、様々な支援策を組み合わせるなど、親子それぞれに最適な支援メニューが提供され、母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。

経済的支援、就労支援、子供の学習等の生活支援について、引き続き取り組みます。

### 【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	養育費の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	42.1% (R1)	52.7%
成果	面会交流の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	29.6% (R1)	40.2%
参考	母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	63 件 (H30)	100 件
成果	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	52.2% (R1)	58.8%
参考	児童扶養手当の 18 歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率(高等学校卒業後)	R2.4 調査予定	調査結果を踏まえ設定

(注)「成果」: 本編において「成果指標」としているもの、「参考」: 本編において「参考指標」としているもの

## 広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査結果（R1（2019）年県実施）

### 養育費の取り決めの有無

		回答数	取り決め している	取り決め していない	無回答
全体	件数	786	331	439	16
	%	100.0	42.1	55.9	2.0
母子家庭	件数	610	294	307	9
	%	100.0	48.2	50.3	1.5
父子家庭	件数	172	35	131	6
	%	100.0	20.3	76.2	3.5

太字の数値は、プランで言及している数値

### 養育費の受給の有無

		回答数	現在も 受けている	受けたこと があるが、 現在は受け ていない	受けたこと がない	無回答
全体	件数	786	227	81	427	51
	%	100.0	28.9	10.3	54.3	6.5
母子家庭	件数	610	215	76	292	27
	%	100.0	35.2	12.5	47.9	4.4
父子家庭	件数	172	11	5	133	23
	%	100.0	6.4	2.9	77.3	13.4

### 取り決めの方法

		回答数	文書あり	文書あり (その他の文書)	文書なし	無回答
全体	件数	331	213	48	69	1
	%	100.0	64.4	14.5	20.8	0.3
母子家庭	件数	294	197	38	58	1
	%	100.0	67.0	12.9	19.7	0.3
父子家庭	件数	35	14	10	11	-
	%	100.0	40.0	28.6	31.4	-

判決、調停、審判等の裁判所における取り決め、強制執行承諾条項付きの公正証書

### 面会交流の取り決めの有無

		回答数	取り決めを している	取り決めを していない	無回答
全体	件数	786	233	515	38
	%	100.0	29.6	65.5	4.8
母子家庭	件数	610	197	396	17
	%	100.0	32.3	64.9	2.8
父子家庭	件数	172	33	119	20
	%	100.0	19.2	69.2	11.6

### 面会交流についての相談相手

		回答数	親族	知人・ 隣人	養育費 相談支 援セン ター	県・ 市区町 窓口	母子・ 父子 福祉 団体	弁護士	家庭 裁判所	NPO 法人	その他	相談 して いない	無回答
全体	件数	786	155	65	1	17	3	91	81	5	13	474	34
	%	100.0	19.7	8.3	0.1	2.2	0.4	11.6	10.3	0.6	1.7	60.3	4.3
母子家庭	件数	610	134	59	1	16	3	84	70	4	11	354	17
	%	100.0	22.0	9.7	0.2	2.6	0.5	13.8	11.5	0.7	1.8	58.0	2.8
父子家庭	件数	172	21	6	-	1	-	6	11	1	1	118	17
	%	100.0	12.2	3.5	-	0.6	-	3.5	6.4	0.6	0.6	68.6	9.9

母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターを含む

### ひとり親になったことを契機とした転職の有無

		回答数	転職した	転職	無回答
全体	件数	710	363	320	27
	%	100.0	51.1	45.1	3.8
母子家庭	件数	508	294	195	19
	%	100.0	57.9	38.4	3.7
父子家庭	件数	198	67	123	8
	%	100.0	33.8	62.1	4.0

### 転職理由

		回答数	収入が よくない	勤務先が自 宅から遠い	健康がすぐ れない	仕事内容に 不満がある	職場環境に なじめない	労働時間が 合わない	社会保障が ない又は不 十分
全体	件数	363	131	43	16	12	8	57	25
	%	100.	36.1	11.8	4.4	3.3	2.2	15.7	6.9
母子家庭	件数	294	118	40	13	9	5	36	22
	%	100.	40.1	13.6	4.4	3.1	1.7	12.2	7.5
父子家庭	件数	67	12	3	3	3	3	21	3
	%	100.	17.9	4.5	4.5	4.5	4.5	31.3	4.5

		休みが少な い	休みを取ら ないといけ ないときに 休めない	身分が安定 していない	経験や能力 が発揮でき ない	配偶者とも に自営業 を営んでい たが、離婚の ため	その他	無回答
全体	件数	18	49	10	5	15	73	9
	%	5.0	13.5	2.8	1.4	4.1	20.1	2.5
母子家庭	件数	10	30	8	4	12	65	8
	%	3.4	10.2	2.7	1.4	4.1	22.1	2.7
父子家庭	件数	8	19	2	1	3	8	-
	%	11.9	28.4	3.0	1.5	4.5	11.9	-

### ひとり親になる前の雇用形態

		回答数	正規の職 員・従業員	労働者派遣 事業所の 派遣社員	パート・ア ルバイト 等	自営業	家族 従事者	その他	不就業	無回答
全体	件数	852	312	25	283	45	32	13	138	4
	%	100.0	36.6	2.9	33.2	5.3	3.8	1.5	16.2	0.5
母子家庭	件数	644	163	16	272	19	28	10	133	3
	%	100.0	25.3	2.5	42.2	3.0	4.3	1.6	20.7	0.5
父子家庭	件数	203	147	9	9	26	4	3	5	-
	%	100.0	72.4	4.4	4.4	12.8	2.0	1.5	2.5	-

### 現在の雇用形態

		回答数	正規の職 員・従業員	労働者派遣 事業所の 派遣社員	パート・ア ルバイト 等	自営業	家族 従事者	その他	不就業	無回答
全体	件数	852	407	44	230	47	2	29	68	25
	%	100.0	47.8	5.2	27.0	5.5	0.2	3.4	8.0	2.9
母子家庭	件数	644	273	38	219	18	1	24	54	17
	%	100.0	42.4	5.9	34.0	2.8	0.2	3.7	8.4	2.6
父子家庭	件数	203	131	6	11	29	1	5	12	8
	%	100.0	64.5	3.0	5.4	14.3	0.5	2.5	5.9	3.9

### 中学生以下の子どもだけで過ごす時間の有無

回答数		ある	ない	無回答
件数	769	457	289	23
%	100.0	59.4	37.6	3.0

### 中学生以下の子供だけで過ごす時間

		回答数	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間以上	無回答
全体	件数	457	115	143	96	48	47	8
	%	100.0	25.2	31.3	21.0	10.5	10.3	1.8
母子世帯	件数	341	90	99	72	39	33	8
	%	100.0	26.4	29.0	21.1	11.4	9.7	2.3
父子世帯	件数	111	25	43	21	9	13	-
	%	100.0	22.5	38.7	18.9	8.1	11.7	-

### 子供だけになる時間に利用させたい支援

		回答数	学習スペースの提供	学力向上のための指導	受験対策のための学習支援	自主学習用教材の提供	生活習慣(挨拶,片づけ等)の指導	食事の提供	おはなし(読み聞かせ)会	体験活動の提供
全体	件数	457	86	145	71	52	61	59	30	92
	%	100.0	18.8	31.7	15.5	11.4	13.3	12.9	6.6	20.1
母子世帯	件数	341	68	116	55	43	42	50	26	77
	%	100.0	19.9	34.0	16.1	12.6	12.3	14.7	7.6	22.6
父子世帯	件数	111	18	29	14	9	19	9	3	15
	%	100.0	16.2	26.1	12.6	8.1	17.1	8.1	2.7	13.5

		フリースペースの提供	その他	特になし	無回答
全体	件数	49	8	111	97
	%	10.7	1.8	24.3	21.2
母子世帯	件数	40	7	88	57
	%	11.7	2.1	25.8	16.7
父子世帯	件数	9	1	21	40
	%	8.1	0.9	18.9	36.0

### 希望する子どもの最終進学先

		回答数	中学校	高等学校	高等専門学校	短大	大学・大学院	専修学校各種学校	その他	無回答
全体	件数	852	7	196	31	16	443	99	46	14
	%	100.0	0.8	23.0	3.6	1.9	52.0	11.6	5.4	1.6
母子家庭	件数	644	4	138	23	13	342	77	36	11
	%	100.0	0.6	21.4	3.6	2.0	53.1	12.0	5.6	1.7
父子家庭	件数	203	3	57	8	3	98	21	10	3
	%	100.0	1.5	28.1	3.9	1.5	48.3	10.3	4.9	1.5

### 相談相手

		回答数	親族	知人・隣人	養育費相談支援センター	県・市区町窓口	母子・父子福祉団体	NPO法人	任意団体	その他	無回答
全体	件数	596	402	219	3	19	10	2	-	16	4
	%	100.0	67.4	36.7	0.5	3.2	1.7	0.3	-	2.7	0.7
母子家庭	件数	495	336	185	3	16	10	1	-	16	1
	%	100.0	67.9	37.4	0.6	3.2	2.0	0.2	-	3.2	0.2
父子家庭	件数	97	65	32	-	3	-	1	-	-	2
	%	100.0	67.0	33.0	-	3.1	-	1.0	-	-	2.1

母子・父子自立支援員, 母子家庭等就業・自立支援センターを含む

### 母子父子専帰福祉資金

		回答数	利用したことがある又は利用している	利用したことはないが、今後利用したい	利用したことはなく、今後も利用するつもりはない	制度を知らなかった	無回答
全体	件数	852	27	203	250	313	59
	%	100.0	3.2	23.8	29.3	36.7	6.9
母子家庭	件数	644	22	161	184	234	43
	%	100.0	3.4	25.0	28.6	36.3	6.7
父子家庭	件数	203	5	41	65	77	15
	%	100.0	2.5	20.2	32.0	37.9	7.4

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

**領域** 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

**領域** 子供たちが生まれ育つ環境

### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

**領域** 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化, 多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

## 「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」 体系

- 1 ひとり親になる前の親子支援の充実
- 2 ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

- ・実線：位置づけている領域・柱
- ・破線：関連が深い領域・柱